

工業用水道に係る自己メーターの取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市工業用水道条例施行規程（平成22年川崎市水道局規程第50号。以下「規程」という。）第16条第3項の規定に基づき、自己メーターの設置に関する協議及び承認並びに自己メーターの設置及び管理に関する条件について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規程において使用する用語の例による。

(協議)

第3条 自己メーターを設置しようとする使用者は、あらかじめ管理者に協議の申込みをしなければならない。

2 前項の申込みは、自己メーター設置申込書（第1号様式）を提出することにより行う。

(設置の条件)

第4条 管理者は、次の各号に規定する条件に適合する場合に、自己メーターの設置を承認する。

- (1) 自己メーターを設置する必要があると管理者が認める事情が存すること。
- (2) 自己メーターの位置及び種類並びに自己メーターの周辺の給水装置が規程第17条第2項の規定による指定に適合すること。
- (3) 自己メーター（口径350ミリメートル以下のものに限る。）が計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）第72条第1項により検定証印を付されたものであること。
- (4) 自己メーターが使用水量を適正に計量できるものであること。

2 前項の承認は、自己メーター設置承認通知書（第2号様式）を交付することにより行う。

（設置）

第5条 管理者は、規程第10条第1項の完成検査を行う際に、設置された自己メーターが前条第1項第3号及び第4号に規定する条件（以下「条件」という。）に適合していることを確認する。

2 前項に規定する確認の結果、自己メーターが条件に適合していない場合、管理者は使用者に自己メーターの取替その他の必要な処置を行わせることができる。

（管理）

第6条 自己メーターを設置した使用者（以下「自己メーター設置者」という。）は、自己メーターを適正に使用水量を計量できるように管理し、異状があるときは取替その他の必要な処置を行わなければならない。

2 自己メーター設置者は、法第72条第2項の有効期間が経過する前に、あらかじめ管理者に届け出て新たな自己メーターを設置しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、自己メーター設置者が自己メーターの管理を怠った場合又は法第72条第2項の有効期間を経過しても新たな自己メーターを設置しない場合は、管理者は自己メーターを撤去することができる。

4 前項の規定により自己メーターを撤去したときは、管理者は規程第15条の規定によりメーターを設置し、使用者に貸与する。

（委任）

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

自己メーター設置申込書

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

使用者

住 所 _____

名 称 _____

代表者 _____

川崎市工業用水道条例施行規程第16条第1項の規定に基づき、次のとおり自己メーターの設置を申し込みます。

| | | |
|------------|-------------------|--|
| 給 水 先 | | |
| 給水先の責任消費水量 | m ³ /日 | |
| 給水開始予定 | 年 月 | |
| 設置するメーター | 種 類 | |
| | 口 径 | |
| | 測定範囲 | |

年 月 日

自己メーター設置承認通知書

様

川崎市上下水道事業管理者

印

年 月 日付けで申込みのあった次の自己メーターの設置
について、承認しましたので通知します。

| | | |
|------------|-------------------|--|
| 給 水 先 | | |
| 給水先の責任消費水量 | m ³ /日 | |
| 給水開始予定 | 年 月 | |
| 設置するメーター | 種 類 | |
| | 口 径 | |
| | 測定範囲 | |